

メンデルスゾーンと其の改革事業

菅 原 憲

一

基督教徒の猶太人迫害はその由て來るところ遠く、異教徒、亡國民、黃金魔として猶太人はいたるところに排斥せられ侮辱せられたり。近世に入りても彼等の境遇は依然として眞に憫むべきものあり、同一國內に於て彼等は他の住民と精神的交渉なく唯僅に商業上接觸の機會あるに過ぎず、一般の文化を享樂することも參與することも不可能なる状態にありき。

されど十八世紀の中葉以後所謂啓蒙の時代思潮は彼等の籠居する陋廓グットにも波及せざるを得ず、或は基督教徒側より或は彼等の内部より各種の改革方法が案出せられ漸次猶太人の教養、境遇を向上

せしむるにいたりたるが、人種の偏見は牢乎として抜くべからざるものあり、猶太人の排斥は政治上社會上制度の改革を重ねるに拘はらず終に絶ゆることなし、一方覺醒したる彼等猶太人は其の卓越する能力を發揮して逐次彼等の地位を確立するに努む、従つて對猶太人の問題は將來永久に互り幾多の波瀾を免れざるものなるべし。

二

十八世紀の中葉まで猶太人の教養は全く低級にして彼等は其の住國の國語を知らず、外國語を知らず、用語は所謂 *yidish* 或は *jargon* にして希伯來語と住國の國語其の他の混合したるものなり。即ち彼等は猶太人以外の世界に於て考察せられ見

聞せらるゝことに關し知るところ甚鮮しといはざるべからず。

子弟の教育(一)は五歳前後より家塾に於て實施せらる。但炊事其の他の雜事の行はるゝ室内(House)が直ちに教室となる、科目は先づ希伯來語の素讀なり、其の後祈禱書の章句を暗誦し朝夕食事就寢または安息日、祭日等の祈禱を習熟す。斯くして猶太人の子弟は幼時より祖先の信仰慣習の下に育くまれ、一切の思想は宗教的對象を離るゝことなし、その傳統、因襲國粹は子弟の血肉となりて培養せらる。

伯希來語の素讀及び住國語の祈禱書、簡單なる書籍が多少解せらるれば女兒の教育は終る。男兒は更にモーゼの第三卷(ラツシの註による)次いでミシナ、ゲマラ等の譯讀を授けらる、十三歳以後多數の子弟は何等の教養をうくることなく、あらゆる方面に於ける迫害と憎惡の下に彼等は賤しき

古物商行商人として自活の道を講せざるべからずりき。

外部の世界は全く彼等猶太人の子弟に閉鎖せらる、彼等は常に外界の出來事を憫笑すべきもの、唾棄すべきものと教へられ、外觀上光彩陸離たるかに見ゆることありても内實は腐敗墮落を極め偉大なる猶太民族の特質とは比較し難きものとせらる。子弟は陰鬱なる家塾と教會堂(シナゴグ)の雰圍氣の裡に在り、自由に活潑に戸外の遊戯を試みるは安息日にも許されず、基督教徒の子弟との交遊は彼我兩親の互に嚴禁するところなりき。

三

當時基督教徒の猶太人に對する迫害は峻酷を極めたりき、其の理由は要するに人種的偏見、教會の不寛容、貴族の專横、職業組合の嫉視等にありといはざるべからず。猶太人の住居は權利にあらずして特權なりき、この特權を得る爲には年々保

護税を納むるを要す、また同一國內の甲の州或は都市より乙の州或は都市に旅行する場合には其の州界又は都市の城門に於て通行税を徴せらる、而して其の最酷薄なるはアルザス、ローレンの地方(當時佛蘭西領)なりしといふ。(二)啓蒙の時代殊に佛蘭西の文學者思想家は荐りに人道主義を唱道しながら猶太人の哀求には何等耳を傾くることなかりき。

アルザスの貴族は猶太人を新に其の領内に移住さすこともまた從來住み馴れたる猶太人の全家族を放逐することも全く隨意なりき。メッツの商人は同市に住居し得る猶太人の家族數を四百八十と限定しこれを超過すべからずとしたり、従つて青年は獨身生活に甘んずるかまたは他郷に放浪せざるべからず、女子は多く未婚の儘にとゞまれり。而かも彼等は莫大の諸税を課せらる、ルイ十四世はメッツの猶太人の納税の一部をブランカ公及び

フォンテーン伯爵夫人に與へたりしが彼等の歳入は二萬ルーヴルに達し而かも尙其の外に人頭税、營業税、家屋税、寺院病院の税、軍事税等の項目ありき。(三)アルザスにては國王、ストラスブルグ監督、ハゲナウ伯及び地方貴族への税、軍事税を納むるを要す、而かも住居權はそのまゝ長男に傳はるにあらざして貴族より買ひ取らざるべからず、またアルザスの猶太人は殆どあらゆる商工業に従事するを禁せられ法律上唯々家畜の販賣と金銀細工業のみ公認せらる、都市ストラスブルグに於て猶太人は一日以上逗留する能はざる規定なりき。

かやうに苛酷なる壓迫の下にありて彼等猶太人は諸税を納め且つシナゴグ、學校等の維持の費用を負擔す、彼等は如何にして所要の金員を調達し得たるか、僅に基督敎會の禁止し列國政府の彼等に默許せる金貸業が彼等唯一の營利手段なり

き、即ち中世以來政府は彼等に高利の金貸を許し
(四)而して收益の大部分を搾取す、謂はゞ彼等は海
綿の役を行ひつゝありしなりき。

四

普魯西に於ける猶太人も他の諸地方のものと大
同小異なり、フリードリッヒ大王は佛蘭西の文化
を喜び文學のみならず思想慣習佛蘭西風を模倣せ
り、従つて猶太人に對しても寛容ならず、むしろ
排斥に傾く但、大王は父王と異なり宗教を輕視す
る傾向ありて大王の猶太人排斥も王權至上主義の
思想に基づき民權の擡頭を喜ばざりし結果なるべ
く特に宗教上の少數黨即ち舊教徒及び猶太教徒の
哀訴には耳を傾けざりし如し。

一七五〇年公布の法令によれば普魯西の猶太人
は(五)「保護を受くるもの」(Schutzjuden)と「寛
容するもの」(Geduldete Juden)とに分けられ前
者は更に三種に分る、(1)全家族が住居職業の特權

を與へらる、(2)住居職業に若干の制限を附す、こ
の特權は一子又は二子に傳へらる、(3)醫師美術家
等特殊の業を營むものにしてその制限的住居權は
子弟に傳はることなし、猶太教の役僧、(2)の第三
子以下、(3)の全子女は即ち寛容するものにして
「保護するもの」との間にも結婚は禁止さる。
「保護するもの」といへども市民權を所有する
にはあらず、放逐することなき保證を與へらるゝ
に過ぎざるなりき。

然るに大王の治世中普魯西都市に於ける猶太人
の生活狀態は著しく改善せられ、一七八〇年代の
ある目撃者(六)曰く、「伯林には富裕なる猶太人
多く若干のものは工場を所有し商業を營む、殊に
教育あるものは舉措進退都雅にして慇懃、多くは
基督教徒と交際し毛髮、服裝(七)ともに吾人(基督
教徒)と何等異なるどころなし、……彼等はまた
文藝を愛好し週刊物の愛讀と觀劇を事とす云々」

斯くの如く十八世紀の末葉に入るや特に普魯西に於ては猶太人の教養境遇前代に比較して著しき相違を生じたるがこの變化を惹き起したるは抑々何か、時代の思潮たる啓蒙思想の背景を否定すべからざるは多言を要せざれどもまた陰に陽にメンデルスゾーンの感化與つて力あるは看過し難きところなりとす。

近世猶太人の生活はメンデルスゾーンによりて開拓せられたりともいひ得べく彼は猶太人の教養境遇の上に全く新時代を齎したるものなるが彼の改革は彼自ら意圖計畫したるにあらず、表面に立て怒號獅子吼したるにもあらず、むしろ最初のうち彼は猶太人の現狀に悲觀の極、到底救濟の道なしと思惟したりし如し(八)而かも彼の言説行動は自ら基督教徒間にも理解せられ感動を與へ、延いて一般猶太人に對する同情と好感を見るにいたりしなり。

五

メンデルスゾーン (Moses Mendelssohn 1728—1786) はアンハルト州のデッサウ市に生る、父はトラール書の寫字を職としたり、彼は同市の教師にしてタルムード學者たるダヴイド・フレンケルの薫陶をうく。フレンケルは一七四二年伯林の教師に轉じたるを以てメンデルスゾーンも其の翌年伯林に移れり。この時彼は十四歳に充たず、外貌頗る揚らず、バイブル、タルムード、マイモニードの外に何等の智識なく未だ獨逸語に通せず、無論獨逸書を讀みたることなし、伯林入市に際し市門監視人に怪まれ入市を拒絶されたりしが覺束なき獨逸語にて新任の伯林教師を訪問する旨を告げ税を拂ひて辛うじて入市を許可されたりき。この見すばらしき猶太の一畸形少年が他日獨逸の學界思想界に重きをなさむとは何人も豫想する能はざるところなりしなるべし。

十年の後レツシングの喜劇「猶太人」出づ、教授ミカエリスは之に批評を加へたるがそのうちに「斯る流麗なる獨逸語を以て義憤の餘り猶太人の性格を辯護するその人物は果して猶太人なりや疑はし」とあり、之に對しレツシングは「然り眞に猶太人なり、而かも二十代の青年にして語學數學哲學及び詩學に於て孰れも独自の境地を有す」と答へたりしが（九）これメンデルスゾーンを意味するものにして當時の社會には意外の感を與へしなるべく、殊に況や更に十年を経て（一七六三）伯林アカデミーの懸賞論文に應募しカントに打ち克ちてメンデルスゾーンが當選の榮を得たることは基督教徒に對して一大驚異なりき。

メンデルスゾーンは伯林に於てまづ數學哲學の研究に没頭したり、最初はある波蘭系の猶太人の指導をうけたりといふされど寧ろ獨學といふを當れりとすべく刻苦精勵洵に他の範とすべきもの多

し、而してフレンケルは當時タルムードの注釋を執筆しつゝありしを以て彼は其の筆工となり辛うじて衣食の費に充つるを得たり。次いで彼は一富豪の家庭教師となり生活上多少の餘裕を生じたるを以て好學の精神はいやが上に昂より奮躍一番更に各種の學術を研究したりき。但當時彼の思想は新舊雜多の要素を混有しつゝありしが故に之を渾然融合して以て正しき方向を指示する師友を必要としたり、この必要を充したるはレツシング其の人なりき。

六

レツシングが獨逸の文化並に近世の文化に如何なる貢獻をなしたるかは多言を要せざるところにして獨逸の近代生活は彼に始まるともいひ得べく彼は固陋頑迷專横なる傳統慣習を排斥しそれらの築ける制度規定を打破するに努めたりき。

レツシングは既にメンデルスゾーンの人物を傳

聞したりしが直接二人の交遊するにいたりしは一七五四年にして偶々棋客イザーク・ヘツスが棋會場にて二人を紹介したるに始まるといふ、爾來兩者の交情は眞に羨むべきものあり、レッシングはメンデルスゾーンを以て第二のスピノザとし、メンデルスゾーンはレッシングによりて伯林の上流社會と相識り且、獨逸の文化教養に就きて得るところ甚多かりき。一七五五年メンデルスゾーンに「哲學論」(Philosophische Gespräche)の著あり中に獨逸人は獨逸精神の本質を閑却して徒に佛蘭西趣味に惑溺するを論難したるが當時既に彼は眞正多數の獨逸人よりも却て能く獨逸の文化を理解し而して之に心酔しつゝありし如し。

七

一七六三年伯林アカデミーの懸賞論文「哲學上の眞理は數學上の定理同様明確なりや」に當選しメンデルスゾーンの名聲を高からしめたるは前述

の如し、この年彼は普魯西のフリードリツヒ大王より所謂「保護さるゝ猶太人」の特權を與へられたり、但其の後伯林アカデミーは彼を其の會員に推薦したれど大王はこれを許さゞりき。

されどメンデルスゾーンの聲價を一層大ならしめたるは一七六九の著書「ヘドン、(二〇)或は靈魂不滅論」(Phaeton, od. die Unslehblichkeit der Seele)なりとす。十八世紀の佛蘭西思想家は基督敎の傳統的信念を攪亂し、同時に教會及び國家の基礎觀念を動搖せしめたるがメンデルスゾーンは人性の品位は靈魂不滅の信念と共に消長するものと考へ、思想界に失はれむとするこの信念を確守せんが爲めに之を否定し去らむとする論説を反駁したるがこの「ヘドン」なりき。彼の論旨の出發點は神の存在にあり、靈魂と肉體と神の創造にかゝる、肉體も解體して消滅し畢るにはあらず、唯々變形して他の元素に化するに過ぎず、肉體にし

て然り、況や靈魂に於ておや、靈魂にして滅盡す
とせんか、一切の精神現象も幻影と選ぶところな
く人類は禽獸と異なるなきにあらずや、云々(一一)
といふにありてこの書一度世に出るや忽にして諸
々外國語にも翻譯せられ各國のあらゆる階級、あ
らゆる方面に博く愛讀せられたり。蓋し啓蒙純理
を標榜する時代といへど堅實なる信仰の失はれた
るにはあらず、唯、従來の基督教會的信條に慊ら
ずとしたる思想界はこの猶太哲學者の純真なる信
念に感銘したるものなるべし、殊に獨逸に於ては
著名の詩人思想家相競うて彼との交遊を喜び其の
交友は當時の一流の學者を網羅するの觀あり、爾
來彼の居宅は伯林の名士の社交の一中心をなした
りき。

八

斯くしてメンデルスゾーンは獨逸或は歐羅巴の
思想界に重要な地位を占めたるが其の結果彼に

重大なる責任懸り來れり、即ち猶太人の文化を基
督教徒間に傳達すると同時に猶太人の信仰境遇を
純化し、改革すべき任務之なり、蓋しこのことは
何人かによりて早晚實行せらるべきものなるが其
の適任者は彼を措きて他に求むること能はざるを
以てなり。されど彼には最初この大任を果さんと
する意志なかりし如し、しかるに偶然の一事件が
彼をして奮起せしむるにいたれり。

ラファータはチューリッヒ出身の新教派僧侶に
して後にはジェスイツト宗徒とも氣脈を通じ熱狂
的空想的策士なりき。彼はメンデルスゾーンとも
相識る、メンデルスゾーンの思想中本來の猶太思
想と異なるものあるを看取し、彼の論說に不真欺
瞞の點なきやを疑ひ惟ひらく「メンデルスゾーン
は基督教徒の詩人學者と親交あり、自ら獨逸の著
述家、基督教徒的哲學者たり、故に彼はもはや猶
太教徒にあらずして基督教徒たり、その信仰根本

觀念を明示せざるはその機會を得ざるがためのみ」と。是に於て彼は一七六九年一書をメンデルズゾーンに送りその旗幟を鮮明にすべしと勸告し且つジュネーブの教授ボンネーの佛文「不信者に反對し基督教の根據を論ず」を獨文に翻譯して之を添附し、この論文を反駁するか否らざるば公然基督教に改宗すべきことを要求したり(一二)。

メンデルズゾーンは從來猶太教に關する彼の地位態度を表明したることなかりしが、今や彼は基督教徒及び猶太教徒の前に彼の信念を公表する機會を得たりしなり。彼は同年末にラファータに宛て、公開狀を出したるがこのものは獨逸に於ける猶太人の近代的文化的立脚地より何故にまた如何にして猶太人は猶太人に留まるべきかを言明せる最初のものにして注目に値す。彼曰く、「予は幼時より猶太教を研究しこれに精通す、予は久しく予の所信、行動を吟味し批判する義務を感じたり。

予にとりて哲學美學其の他の學問は目的にあらずして唯猶太教研究の手段にとゞまる。この研究の結果猶太教に價値なしとすれば予は何故にこの輕侮せらるゝ宗教を固持すべき、また猶太教を放棄せんとせば何物か能くこれを阻止し得べき……予は猶太教に人爲的附加物、濫用ありて其の光輝を潰すを知る、されどそは如何なる宗教に於ても時代の經過中免れ難きところにして眞理の探求者中何人か能く自ら奉ずる宗教に人爲的制度なしと斷言しうるものあらむや。而して吾人は宗教の眞善を傷くることなく偽善と迷信の陰翳を拂拭し得べしと信ず。予は純粹なる猶太教の信仰を確守すること足下及びボンネー氏が基督教に於けると同様なり、予は足下及び子の創造者にして主宰者たる眞理の神に誓ふ、予の全精神が一變し畢らざるかぎり予は猶太教の信仰を棄つることなし云々(二三)尙彼は依然として基督教に歸依し難きこと、猶太

人に關する侮辱非難攻撃に對しては辯論するを屑しとせず、實際的徳行を以て之に答へむと附言したりき。

九

この論争は當時の思想界に多大の感興を與へたるが基督教徒中特に新思想家は概して彼を是認しその態度の堂々たるを稱揚したり、猶太人側にありては彼の猶太教中人爲的附加物濫用ありの一句が所謂頑迷なる正統派間に論議の種子となり彼を攻撃するものも少からざりき、而して次の事件によりてこの確執は更に紛糾を重ねたり。

一七七二年四月メクレンブルグ・シユウエリン公は其の領内に於ける猶太人に屍體を死後三日を経過するにあらざれば埋葬すべからずと命令したり、これ假死の状態にあるものを埋葬するの虞あるを以てなりき。蓋し猶太人は死者を地上にとやめおき腐朽に委するに忍びずとし倉皇埋葬するの

風あればなり。されど同地の猶太人は公が猶太人の慣習に干渉し遂には猶太教を壓迫するの意志ありと解し、これをアルトナの教師たるエムデンに哀訴したり。エムデンはメンデルスゾーンの言説は王侯に對しても尙有力なるべきを察し彼の意見を求めたるに彼の回答は全然公の命令を是認するものにしてその理由は經驗ある醫師の説に基づき假死の現象の存在を承認するにありき。尙タルムード時代にも假死者を埋葬する危険に對しては適當の方法を講じたるを例證し特に熱狂的信者の反感を唆るものなかりしが尙爾來彼と頑迷正統派との間には一抹の暗雲のたなびくを覺えこの感情は日を逐うて昂まるの傾向ありき。

一〇

レツシングは一七七〇年—一七八一年ウオルフエンピウツテルの圖書館に勤務し當時ハンブルグのライマルス家と相識れり。ヘルマン・サムエル・

ライマルスは無神論に反對し同時に教會の所謂天啓的宗教にも攻撃を加へ、啓蒙時代の一代代表的思想家たり、曾て「神の合理的崇拜者の爲の辯護」なる一書を脱稿したりしが生前之を公にするの勇氣なくその女エリザに遺したりき。レッシングはこの書に興味を覺え、ウオルフエンビウツテル圖書館にて發見せられたる數十年前の「一逸名氏の斷簡」として之を公にしたり。この書は基督教の奇蹟を荒唐無稽なりとし殊にイエスの復活を信憑し難しとし且「イエス及びその使徒の目的」なる一章に於てイエスは猶太教的救世主並に猶太人の王たらんとしこれがために彼は使徒との間に密約を結び最高評議所シナゴガを轉覆せんと企てたり、この計畫敗るゝや使徒等はイエスの所謂「國」はこの現世を意味するにあらずと強辯せり云々のことあり(二四) この書發表せらるゝや物論囂々として喧しくあらゆる方面より刊行者レッシングに非難を加

へ殊に彼と正統教會派ゲツツエとの間に烈しき論争を生じたるがゲツツエは論客としてレッシングの敵にあらず遂に彼は官憲の力を借り該斷簡を沒收し且レッシングが圖書館員として從來享有したる檢閲免除の特權を褫奪し尙この問題に關しレッシングが更に論述することを禁止せしめたり。著述文書に於て論争を禁止されたるレッシングは即ち劇場に於てその所信を披瀝せんとしたるがその最初の試みが即ち「賢人ナタン」にして主人公ナタンのモデルは實にメンデルズゾーン其の人なりき(二五) この劇に於てレッシングは基督教徒の偏狹固陋を痛撃し猶太人たるナタンの高潔典雅博愛寛容の人格を描寫したり(二六) 是反對者の採りたる陋劣唾棄すべき手段に對する復讐とも見られ稍奇矯激越の趣なきにあらず、レッシングは之が爲に社會より遠ざけられ友人にも見棄てられ晩年を悶々の裡に送り未だ老境に入らずして長逝したる

がそは兎も角、ナタンに於てメンデルスゾーンの風格を想見し得べしとすればレッツシングがメンデルスゾーンを尊重したることは明白なりといひ得べし。當にレッツシングにとゞまらず、基督教徒中彼の人格を敬慕したるもの少からず、ブラウンシワイヒ公、リツペ、シャウムブルヒ侯の如きは其の適例にして伯林に於ける彼の交友は彼を呼ぶに獨逸のソクラテスを以てしたりといふ。其の適否はともあれ當時メンデルスゾーンが學徳共に重きをなしたるは察するに難からざるところなり。

一

メンデルスゾーン以後を以て猶太民族史の近世期とするが通例なり、蓋し猶太人の近世的生活は彼の開拓したるものなるを以てなり。彼の劃期的事業は實に猶太人の信仰の純化と境遇の改善とにあり、而かも彼は自ら企圖し計畫して之を實行したるにはあらず、周圍の事情が自ら然らしめたる

觀あり。

メンデルスゾーンは拉典、佛蘭西、獨逸、英吉利等の國語に精通しまた一般科學哲學にも通曉したれど彼自ら云へる如く研究の眼目は宗教即ち猶太教にあり従つて彼は多年希伯來語タルムード猶太哲學等の研鑽に没頭したりき。舊約書殊にモーゼの五書は猶太教の聖典なるが當時一般の猶太人は之を完全適確に理解する能はざるの憾みあり、蓋し猶太人中純粹なる希伯來語を解するもの甚少く其の教師學者の註解も直截簡明なる聖書の眞意を晦澁難解ならしむるを以てなりき。メンデルスゾーンは之が爲に猶太教徒も基督教徒も誤解を生じつゝあるを歎じモーゼの五書の獨譯を企てたるが彼は最初之を彼の門弟の教科用書にとゞむるの意向なりき、されど周圍の勸告あり、購買豫約者を募りて一般に公刊することゝしたり。この計畫世に知らるゝや猶太人たると否とを問はず獨逸の内

外に互り豫約の申込者甚多數にして所謂猶太正統派には反對者も少からざりしが其の地方君主にして豫約に加入したるが故に彼等も拱手傍觀するの狀にありき、特に猶太の青年は彼等の警告に耳を假さず互に相集まりて該獨譯書を講讀したるを以て從來彼等青年の懐ける宗教觀人生觀に一大變化を生じ、且流麗、正格なる獨逸語に習熟したり、この青年等が十八世紀末より十九世紀の初頭に於ける改革運動に活動したるものにして謂はゞ彼等はメンデルスゾーンの精神氣魄によりて感奮したりともいひ得べく従つて猶太人の民族開放運動はメンデルスゾーンによりて開始せられたりとする所以なり。

一一

アルザス地方猶太人の境遇殊に悲惨なりしは前述の如し。同地の地方判事たりヘルなるもの猶太人より借財を重ね而かも猶太人の金貸業者を脅

迫して賄賂を貪らんとす、この事成らざるや彼は他の債務者を唆かし受領書を偽造せしめ自己の職權を利用して奸策を恣にしたり、斯くして彼は猶太人の怨府となり屢々物議を醸したるが彼はこの紛紜を一掃せんには猶太人をアルザスより驅逐し去るに若かずとなし、一七七九年一書（アルザスに於ける現代猶太人の商法）を出し猶太人を攻撃したるがそのうちには受領書偽造の事件を明記し是イエスの磔刑に對する報復なりと稱したりき。其の後彼の奸計暴露し彼は國王（ルイ十六世）の命令によりて監禁せられ後更に放逐せられたり。また勅令を以て將來金貸業者に關する事件は貴族の地方裁判に依らず、中央樞議院の判決によることゝなれり。

されどアルザスの猶太人の境遇は尙憫むべきものあり、彼等は國王及び中央樞議院に建言書を提出し、其の境遇の改善に就きて哀訴したりしが更

に彼等は之を輿論に訴へんとせり。蓋しこの時恰かも佛蘭西大革命の直前に當り、輿論の力の偉大なるを看取したるを以てなり、而して如何にして輿論を喚起すべきか彼等は之をメンデルスゾーンに計りたるがメンデルスゾーンは當時事情ありて自ら其の衝に當るを避け友人ドームを推薦し一切のことを彼に依囑したり。

一三

クリスチアン・ウイヘルム・ドーム(一七五一—一八二〇)はフリードリツヒ大王の信任を受け軍事顧問の名義にて伯林の王立圖書館に勤務しつつありき、彼はメンデルスゾーンに私淑しレツシングと共に基督教徒中猶太人に對する二大同情者なりき、彼は曾て猶太民族史の著述を企てたることもあり、メンデルスゾーンの依囑を快諾し一七八一に「猶太人の市民的改善」(über die bürgerliche Verbesserung der Juden)と題する一書を完成

したるが彼は該書に於て猶太人は羅馬帝政時代には完全なる市民權を與へられたるにかゝはらず其の後時代の降るに隨つて其の權利を喪失したること、中世に於ける猶太人の文化及び誤解に基づける迫害を論じ基督教徒は殘酷なる蠻人、猶太人は無告の殉教者なるかに激論し、更に猶太人の聰明勤勉眞摯等幾多の長所を稱揚して現代の猶太人は從來の壓迫のために其の能力を發揮すること能はざれど指導待遇宜しきを得れば優良なる市民として國家の幸福を増進し得べきものにしてこの點新時代の啓蒙政治家の反省を要するものなりといふにありき。

ドームは更に猶太人の境遇を改善する實行的方法にして猶太人を他の人民と同權ならしむべしと唱へ、猶太教徒は獨自の學校を建設して子弟を教育するか、または基督教徒の學校は彼等の入學を許してその教養を昂むること並に基督教徒は彼等

を隣人同胞として遇すべしと説き差し當り猶太人の宗教上自由を力説して自由の勤行シナゴグの創立、教師の任命貧困者の保護等を主張したるが彼も尙猶太人として國家の官職に就きうる權利を保有せしむることには想到せざりき。

このドームの改善案も諸方面よりの論難攻撃を惹き起したり、中にはドームが猶太人より收賄したりと誣ひるものもありき。殊に神學者は宗教上信仰の問題には局外者の窺ひ知る能はざるものありとして反對したりしが新進思想家所謂啓蒙的政治家間には好評ありき。

一四

ドームの案はやがて皇帝ヨセフ二世に實行せられたりといひ得べし。一七八一年十月（或は翌年の一月？）帝は寛容令を發布したるがそのうち猶太人に關する條項に於ては猶太人が大規模の商業を營むこと工場を所有することを認められ、如

何なる職業をも習得し得ること（但親方たるを得ず）其の子弟は公立の初等學校に入り更に専門學校、大學にも學び得ること、猶太人自ら學校を設け得ることなどを公認せられたり。但帝は猶太人を基督教徒と同權ならしむるを理想としたるかに見ゆれど事實上必ずしも然らず、通行税は廢せられたれど住居の制限は依然として存續し、信仰の自由を保證する規定あれど公然シナゴグを設くることは許されざりき。皇帝ヨセフは元來理論偏重の傾向あり、自ら曰く、「予は哲學を以て帝國の立法者とす、哲學の論理的原則はオーストリアを改造するならむ云々」（二七）彼は主としてルソアの學説を喜びたる如く彼の改革の眼目は不正不義を斥け虚げられたるもの壓迫さるゝものを救済保護するにありて勿論猶太人の問題に限局するにあらす。帝が果して直接ドーム案を採用したりや否や明かならざれど事實ドームの精神が該法令

の上にはあらはれ居るは否定し難きところなり。また帝の改革は餘りに多岐に亙りその孰れも完成せざるうちに反動を生じ他の案と共に猶太人の政治上、社會上教育上の改善案も中止されたれどそれは兎もあれ、ドームの案が一片の夢想にあらざること明かになり、爾來學者政治家王侯の間に猶太人の問題は重大視さるゝにいたれり。遂に佛蘭西革命

の進行中猶太人の政治上權利は漸次承認せられ一七八九年人權の宣言に於て佛蘭西在住の猶太人は^{アチブンチズン}有權市民たるを認められ更に一七九一年彼等は完全なる市民權を與へられたり、是ミラポー、グレゴアール、デユポール等の盡力によるところなり、而して革命初期の主要人物ミラポーは一七八六年王政府の密旨をうけて伯林に赴きたるが時恰かもメンデルスゾーンの長逝直後にして彼はメンデルスゾーンと直接相識るを得ざりしといへどもドームとは爾來親交を重ねたり、翌年彼は「メンデル

スゾーン及び猶太人に關する政治的「改革」の著を出し猶太人解放問題の恩人メンデルスゾーンとして其の徳を稱揚しつゝあるを見れば（二八）彼及び佛蘭西革命に於ける猶太人解放の理論的基礎はドーム更に溯つてメンデルスゾーンにありといひ得べし。

一五

メンデルスゾーンはドームの活動に直接關與することなかりしがドームの論旨が基督教徒の窺ひ知る能はざる猶太教徒の内情にも及べるものありといはるメンデルスゾーンの助言與つて力ありしものなるべし、されど猶太人憎惡の反駁に於てドームの所論尙十分ならざるものあり、メンデルスゾーンは友人マークス・ヘルツをしてマナツセ・ベインイザエルの英文「猶太教徒辯護論」を獨譯せしめ自ら其の序文として「猶太人救濟論」(Rettinge der Juden) を草し之をドームの論著の附録とした

り。該序文中宗教は強制的手段を用ふべきものに
あらずして愛と慈悲とに基づくものとせり、之に
對して一基督教徒は駁論を出しメンデルスゾーン
は愈々假面を脱して愛の宗教に歸依し呪咀と刑罰
を包有する猶太教より脱却したることを明かにし
たりと論ずるものありき。

是に於てメンデルスゾーンは再度彼の宗教觀並
に猶太教徒としての信念を發表せざるべからざる
にいたり次いで公にしたるが「イエルサレム、或
は宗教權力並に猶太教に就きて」(Jerusalem, od,
Über die Religiöse Macht und Judentum 1783) な
りとす。これ既述のラファータ、メンデルスゾー
ン論争に於ける論旨を更に系統的に叙述したるも
のにして彼の信念を明確に表白したる代表的著書
と稱せらる。

彼によれば猶太教は(一)永久的眞理(二)歴史的
眞理(三)天啓的律法を具備す(二九)而して永久的

眞理は理性に基づく自然的一般人類的宗教にして
文字に拘束せられ一定不變にとゞまるものにあら
ず、時代または事情必要によりて變化す、永久的
眞理は實に發展の可能性を有し、從來發展し來れ
り。之に反して天啓的律法即ちモーゼの律法は神
によりて定められたるものにして永久にイスラエ

ルの子等の行動を律す、猶太教は實に天啓的宗教
に止らずして天啓的律法なり云々、また曰く、國
家は行動に就きてのみ支配權を有し思想意向に關
しては何等の權能なし、教會は更に刑罰の權能を
も有することなく教會の權能は唯々教理と慰藉に
あるのみ、懲罰迫害並に焚刑の如きは越權にして
邪道なり。猶太教は信仰の自由を認む、故に本來
眞正の猶太教には拘束的信條なし、教徒は自由
に思考し意圖し、而かも異端に陥るを要せず、その
懲罰權は邪なる思想が明かに行動に移る時にのみ
實行せらる。原始時代市民生活と宗教生活とは全

く一致し市民的奉仕は即ち宗教的奉仕、神威を冒瀆するものは即ち國事犯なりき、而して神殿の破壊即ち國家の滅亡後宗教事犯に對する體刑死刑罰金刑等は皆廢止せられたり云々。

この書は要するに猶太教を近代的哲學の見地より説明したるものといふべく、其の永久的眞理の如きも啓蒙時代の特徴たる自然宗教、人道主義、合理主義等の思想傾向と揆を一にするものにしてメンデルスゾーンがモーゼの律法を高唱したるは畢竟背教者の非難に對へたるものなるべし。但メンデルスゾーンはこの書に於て猶太教本來の美點を明示し同時に基督教會及び國家の現行法規の汚點を指摘したるが故に基督教徒間に多大の反響を惹き起したるはいふまでなくまた猶太教徒が從來輕侮され來りしことの何等理由なきを自覺したるは看過すべからず。カントの如きもメンデルスゾーンに書を寄せて曰く「予はこの書を以て偉大なる

改革の宣告と認む、單に貴下の民族にかぎらず他の民族にも適用さるべきものなり、貴下は猶太教に於ける信仰の自由を明にされたり、これ何人も豫知せざりしどころにしてまた如何なる宗教も之と比肩すべきものなし云々」(二〇)

一六

トリストの猶太人は皇帝ヨセフ二世の勅令に基づきて學校を創立せんとしメンデルスゾーンの助言を求む、彼は友人ウエツセリを推舉して其の局に當らしめたり。ウエツセリは聖典の研究を以て自ら任じ殊に原文によりて聖典の眞意を領會せんとするものなりき、ヨセフ二世の勅令は猶太人の將來に赫灼たる光明を指示するものとして猶太人の教育に就きても種々考案畫策するところありき。偶々維納の頑迷正統派中この勅書を以て信仰に對する干渉なりとする誤解ありと聞き「平和及び眞理論」(一七八二)なる一文を希伯來語に

て草し維納その他に發送したり。その要旨は彼等頑迷者流の誤解を解き一般の教養を採用するは猶太人の宗教的義務にしてこのことはタルムードにも記載さるゝことを明かにし且つ初等教育よりタルムード研究にいたるまでの猶太子弟教育の課程を論述したるものなりき。但其のうち智識（一般的教養）なきタルムード學者は腐肉よりも醜しの語あり、これがために教師間に反感を買ひ波蘭等にては彼の不遜を難じ、その書を焼却したるものもありしがトリリストを初めとして墺領の諸地方には漸次初等の學校設立せられ猶太の子弟も正規の教育を受くるにいたれり。而して教育監督官としてはヘルツ・ホンベルグ任命せられたるが彼は曾てメンデルスゾーンの家庭教師次いで助手となりて知遇をうけメンデルスゾーン崇拜家の一人にして其の教育の方針もウエツセリと同意見なり

也。

之より嚮き伯林フライシュテに無料學校創立せらる、メンデルスゾーン及びウエツセリ等の盡力によるものなるが創立經營者はメンデルスゾーンの友人にして門弟たるダヴィド・フリードレンデルなりき。其の目的はいふまでもなく富裕ならざる子弟の教育にありしが主義、方針は必ずしもウエツセリ案と一致するにあらずして一般的教養即ち猶太教義以外の智識を授くるにありき。同様の學校は爾來ブレスラウ、デッサウ、フラレクフルト（マイン河畔）等獨逸の各地を初めとして遂には獨逸以外の都市にも設立せられたるが餘りに啓蒙思想に偏し合理主義に捉はれ猶太教徒の信仰特性を無視するの傾向ありき。そはともあれ、それらの學校には猶太人中の英才集りその卒業生は全歐洲に互つて猶太人間に新思想新智識を傳播したるを以て殊に猶太人の自覺を促進したることは甚大なりとす。

一七

以上メンデルズゾーンの人格及び彼の事業に就きて略述したるが要するに彼は學者思想家として一世に重きをなしたれど彼の思想系統は所謂啓蒙思想家の流れを汲むものにして其宗教的世界觀も彼自らのいへる如く(二一) ロック、ライブニッツ、ウォルフ等に負ふところ多く特に彼獨自の劃期的思想學說とも稱すべきものは見出し難きに似たりされど彼は猶太人として生れ、獨逸人の教養を受け而して殆其の頂點に達し、尙猶太人たる地位信仰を固持して猶太人の宗教上教育上社會上政治上の解放發展に寄與するところ甚多大なりき。但、それらの運動に於て彼は屢々表面に立つを避けたる如し、其の理由は奈邊にありしや明かならざれど彼の性格は實際運動を統率するに適せざるものありしにあらざるが、而かも新運動に際しては常に直接間接其の指導者少くとも助言者として能く世人の理解と同情を失はず、遂に猶太人をして從

來の籠居的態度を棄て、一般的教養に浴し、近代的生活を享受するにいたらしめたるは時代の進運の然らしむるところとはいへ、また彼の力の與つて大なるは否定し難きものなるべし。(完)

- 一 Phobus philippson, Biographische Skizzen I. s. 25 ff.
- 二 Graetz, Volksstuml. Gesch. d. Juden III. s. 486.
- 三 Ibid. s. 487.
- 四 M. V. Clarke, Medieval City State p. 22. 23.
- 五 Margolis and Marx, History of the Jew. People p. 592.
- 六 Henriche Herz.
- 七 中世以來猶太人は頭髮服裝共に一見して猶太人たるを識別しうるやうに強制せられたり。
- 八 Seligmann, Gesch. d. jüd. Reformbewegung s. 37.
- 九 Ibid. s. 40.
- 一〇 希臘の一哲學者の名、プラトーンは其の靈魂不滅論にこの名を附したり。
- 一一 Graetz, Volksstuml. Gesch. d. Juden III. s. 475 ff.
- 一二 Seligmann, Gesch. d. jüd. Reformbewegung, s. 41.
- 一三 Ibid. s. 42.
- 一四 Graetz, Volksstuml. Gesch. d. Juden III. s. 481.
- 一五 H. Newman The Real Jew p. 142.
- 一六 Nathan der Weise, 2. Aufzug 5. Auftritt u. s. w.

- 12 Hayes, Political and Social History I. 444—446.
- 14 Schlegelmann, Gesch. d. jüd. Reformbewegung s. 56.
- 15 Ibid. s. 42.
- 10 Grätz, volkstüml. Gesch. d. Juden III s. 495.
- 11 Ritter, Geschichte d. jüd. Reformation s. 45.